

第59回九州地区大学一般教育研究協議会議事録

<https://doi.org/10.15017/21034>

出版情報：九州地区大学一般教育研究協議会議事録. 59, 2011-03-01. 九州地区大学一般教育研究会
バージョン：
権利関係：

8. 九州地区大学一般教育研究会会則

1 名 称

本会は、九州地区大学一般教育研究会と称する。

2 目 的

本会は、大学における一般教育に関する研究を行うことを目的とする。

3 事 業

本会は、前項の目的を遂行するために、次の事業を行う。

一 研究協議会の開催

二 資料の交換

三 その他

4 事業所

本会は、事業所を九州大学に置く。

5 組 織

一 本会は、九州地区所在の一般教育に関係ある大学及び短期大学をもって会員とする。

二 本会は、毎年1回研究協議会を開く。

三 本会に委員会を置き、会務の運営をつかさどる。

① 加入大学・短期大学は、委員会の委員2名を選出するものとする。ただし、本会事業所を置く大学及び同一代表者の短期大学を併設する大学からは3名を選出するものとする。

なお、そのうち1名は、当該大学・短期大学の一般教育担当責任者又はこれに代わるべき者をもってあてる。

② 委員長は、本会事業所を置く大学の委員のうち、一般教育担当責任者をもってあてる。

③ 委員長は、庶務委員、会計委員及び監査委員各1名を委員中より委嘱する。

④ 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

⑤ 委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

⑥ 委員会は書面により開催することができる。この場合の議決は加入大学・短期大学の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

⑦ 必要に応じ、委員以外の列席を認める場合がある。

四 会員の入退会は、委員会で決定する。

6 会 計

一 本会の経費は、加入大学・短期大学の会費及び有志の寄附をもってこれにあてる。

二 加入大学の会費は20,000円（短期大学は15,000円）とする。ただし、同一代表者の短期大学を併設する大学においては、大学の会費20,000円のみとする。

三 会費の納入時期は、毎年7月末日とする。

四 每年1回決算報告を行う。

五 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、平成15年度は平成14年11月1日から平成16年3月31日までとする。

六 年度中での入退会は、当該年度の会費を支払うものとする。

7 顧問

本会に顧問を置くことができる。

8 会則

本会則は、委員会の議決を経て変更することができる。

付則

1 本改正会則は、昭和29年12月8日から施行する。

付則

1 本改正会則は、昭和49年10月15日から施行し、昭和50年度から適用する。

付則

1 本改正会則は、昭和54年10月13日から施行し、昭和54年11月1日から始まる会計年度を昭和55年度とする。

付則

1 本改正会則は、昭和55年10月18日から施行し、改正後の会費は、昭和56年度から適用する。

付則

1 本改正会則は、昭和58年9月30日から施行し、改正後の会費は、昭和59年度から適用する。

付則

1 本改正会則は、平成6年10月6日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付則

1 本改正会則は、平成8年10月8日から施行する。

付則

1 本改正会則は、平成9年10月11日から施行する。

付則

1 本改正会則は、平成14年11月1日から施行する。

付則

1 本改正会則は、平成18年4月1日から施行する。

付則

1 本改正会則は、平成22年9月10日から施行する。

(注)

1 昭和29年12月8日本会則施行により、昭和27年6月6日決定の九州・四国・中国（広島県、山口県）地区大学一般教育研究会会則は廃止された。

2 昭和40年10月18日改正、昭和44年10月16日改正、昭和46年10月8日改正、昭和48年11月1日改正に関する付則は削除した。